

糸魚川市地域活性化起業人（副業型・シニア型）に基づく活動に係る仕様書 （企業版ふるさと納税推進事業）

1 業務名

地域活性化起業人制度（副業型・シニア型）に基づく活動に係る業務委託

2 目的

事業所の本社所在地以外の自治体に寄附をすることで、寄附額の最大約9割が法人関係税から控除される企業版ふるさと納税は、企業・自治体の両者にとってメリットのある制度として、年々全国での寄附総額が増え続けている。

本市ではこの制度による寄附を、単なる財源獲得の手段としてではなく、寄附企業と継続的な関係性を積極的に構築することで、将来的な企業進出や関係人口・関係企業の創出につなげる新たなアプローチ手段として活用することを目指しているが、市外企業および人材に対しての情報発信や、寄附後の継続的な関係性構築に関する取組みが十分ではなく、単発の寄附に留まるケースも少なくない。

このような状況を踏まえ、首都圏をはじめとする市外企業および人材に対し、当市の魅力や可能性を広く発信し、企業版ふるさと納税を通じた継続的な企業との関係性を構築することを目的とする。

3 業務概要

下記(1)から(4)に関する業務を行うことで、市外企業および人材に対し、本市の魅力や可能性を広く発信し、企業版ふるさと納税を募るとともに、寄附企業との継続的な関係性の構築を図る。また、企業版ふるさと納税の寄附用途となる市事業の効果的な選定を支援する。

- (1) 企業版ふるさと納税に関するマーケティング活動
- (2) 企業版ふるさと納税の寄附用途となる市事業の効果的な選定・調整アドバイス
- (3) 企業版ふるさと納税の募集
- (4) 寄附企業との継続的な関係性構築

4 任用形態

任用形態は、業務委託契約（個人契約）とする。また、活動内容に応じ必要な活動保険に加入すること。

5 委託期間

委託期間は、令和8年10月1日から令和9年3月31日までとする。

※ 令和9年4月1日以降の契約については、本事業の状況や取組実績に応じて更新の要否を判断する。

6 委託料

契約に基づき、以下の委託料を支払うものとする。

(1) 活動対価としての報償費 月額 83,300 円（契約期間における上限 50 万円に相当）

(2) 活動に要する旅費実費分（契約期間内の上限あり）

※ 月の途中から開始となる場合は、日割り計算とする。

※ 旅費の上限は、50 万円とする。

7 活動報告

起業人は、月ごとに業務報告書を作成し、翌月 10 日までに本市へ提出すること。

8 実績報告

実績報告は、3 月末をもって提出すること。

9 検査

市長は、上記 7 及び 8 に基づく報告が提出されたときは、速やかに検査するものとする。

また、必要に応じ市長は、副業型起業人に対し活動内容等に対し指導することができる。

10 委託料の支払い

委託料の支払いは、協議のうえ、委託契約書に定めるものとする。

11 秘密の保持

起業人は、本業務の実施にあたり個人情報の漏洩を防止するため、必要な措置を講じること。また、本業務の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様である。

12 損害賠償

起業人は、本業務の履行に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む）について、損害賠償を負うこととする。ただし、第三者の責めに帰する事由により生じたものについては、この限りではない。

13 権利の帰属

- (1) 本市が受託者に提供する情報に基づく登録データ等は、本市に帰属するものとする。
- (2) 本業務により作成された成果物に係る所有権、著作権及びその他の権利は本市に帰属するものとし、本市による二次利用を可能とする。また、受託者は本市に対し著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任においてその権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に関わる一切の手続きを行うものとする。
- (4) 受託者は、成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の法的権利を侵害するものではないことを保証することとする。なお、第三者の権利を侵害した場合に生じる問題の責任は、全て受託者が負うものとする。

14 その他

- (1) 委託業務の遂行にあたっては、各種関係法令等の内容を遵守するほか、本市と十分に協議を行い、本市の意見や要望を取り入れながら実施すること。なお、国や本市が定める基準が改訂された際は、それに適合するよう、迅速かつ柔軟な対応を行うこと。
- (2) 契約期間満了等に伴い本業務の受託者が変更となる場合、次期契約期間の開始に間に合うよう、受託者は本業務の引継ぎに関する引継書を作成し、本市と次期受託者に対し、説明を行うとともに、業務が円滑に引き継がれるよう、誠実に対応すること。
- (3) 本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項であっても、技術上当然と認められる事項については、受託者の責任において補填し作業するものとする。
- (4) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたときは、本市と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者で協議のうえ決定する。